

## 第36回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成25年6月5日(水)13:29～15:11

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

### 3 出席者

(部 会 長) 廣松毅

(委 員) 北村行伸、竹原功

(専 門 委 員) 野辺地勉

(審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計  
企画官ほか

4 議 題 経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について

### 5 議事録

○廣松部会長 菅専門委員がまだお見えではないようでございますが、定刻となりましたので、ただ今から第36回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日は、西郷委員、中村委員が欠席と伺っております。

本日は、答申（案）について事務局から説明をいただき、その後、委員、専門委員の皆様方から御意見を伺う予定としております。

なお、前回の第35回部会の結果概要につきましては、事務局から委員、専門委員の皆様に送付し、確認していただいているところでございます。このほか委員、専門委員の皆様から意見、御要望や資料の作成要請等については出されていないようですが、今後も、お気付きの点がございましたら事務局までメール等により御連絡を頂ければと思います。

本日は答申（案）についての審議ですので、終了予定時刻としては16時30分より少し早くなろうかと思いますが、御予定のある方は途中で退席していただいて結構でございます。

それでは、初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 本日、新たにお配りしている資料でございますが、お手元にございます資料1の答申（案）、「未定稿」という件名を付けているものでございます。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきます。

事務局からは以上でございます。

あと、メインテーブルの皆様方におかれましては、「総売上高を把握すること」の前回使いました資料でございますけれども、この効果及び懸念等に関する部会審議の主な内容（案）という資料を、今回も参考としてお配りさせていただいております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

まず、事務局から答申案についての説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、事務局から御説明いたします。お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

なお、先ほど御案内いたしましたとおり、前回部会でのまとめました効果及び懸念等に関する部会審議の主な内容のA4の横紙でございます。これも一応、現時点で「案」が取れておりますけれども、これをお手元に御用意いただければと思います。

それでは、順次、御説明いたします。

まず、「諮問第50号の答申 経済センサス基礎調査及び商業統計調査の変更について（未定稿）」とさせていただいている。

まず、構成でございますけれども、「記」の前の部分で、統計委員会として答申するという定例的な言い方でございます。

「記」以下の構成でございますけれども、3つございます。1で、本調査計画の変更、ページをめくっていただきまして、5ページに飛びますけれども、2におきまして、諮問第8号の答申、これは前回答申ですけれども、「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス基礎調査の計画の承認等について」における今後の課題への対応についてどう考えたかというところが2つ目の柱でございます。3つ目の柱でございますが、1枚おめくりいただきまして、3の今後の課題という構成でございます。

それで、もう一度、恐縮ですが1ページ目にお戻りいただきたいと思います。まず、基本調査計画の変更のうち、（1）承認の適否でございます。これにつきましては、ある意味、審査部局の立場と事務局の立場の双方の立場で書かせていただいているということでございます。かつ、委員会の意見も踏まえたものということでございます。

ポイントは、前段の3パラグラフまでは、諮問がこういう形で行われました結果というこ

とでございまして、4行目の「以下のとおり」から、統計法第10条各号の各要件、具体的に言いますと、基幹統計の作成目的に照らして必要かつ十分であること、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること、3つ目と致しまして、他の基幹統計調査との間の重複が合理的な範囲を超えていないことのいずれにも適合しているため、「平成26年実施する経済センサス一基礎調査」（基幹統計調査）、これを「基礎調査」と今後称することにさせていただきます、及び「同年実施する商業統計調査」、これも、以下「商業調査」とさせていただきます、この変更を承認して差し支えないとさせていただきました。

（2）の理由等でございますけれども、順に御説明いたします。

（ア）調査事項の変更でございますけれども、まず1つ目、これにつきましては、調査事項の変更自体が、次ページの（オ）まで5つございます。

まず、1つ目の、基礎調査において、総売上高を把握する。年間総売上高を把握する計画についてどうかということでございます。以下、全てそうなのですけれども、前段の第1パラグラフの部分は、「総務省の申請では」と、この言い方は全て共通でございます。

基礎調査の調査事項について、総務省の申請では、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上高（収入）金額（以下「総売上高」という。）を新たに把握する計画である。これは、申請ベースの理由を基に作成させていただいています。

本部会においての結論部分が第2パラグラフ以下でございます。これについては、①と致しましては、総売上高について、各種調査において複数回の回答を求められることによる報告者負担の増加及びこれに伴う回収率の低下等が懸念されるものの、総売上高のデータ移送が可能な統計調査については当該データを移送する等の対応を講ずることとしていること、②効果として、運用初期段階における事業所母集団データベースの有用性の向上及び利活用のための環境整備に資することが期待できることを総合的に勘案した結果、今回調査に限り、承認することが適当であるとさせていただきました。

お手元にお配りしておりますA4横の効果及び懸念等を御覧いただきたいのですけれども、御記憶にあるとおり、言い方としては、効果を先にするか懸念を先にするかということで少し迷いましたけれども、ここでは、懸念として、地方公共団体ないしは調査客体の負担ということが明確に出るような形で表現させていただきました。その上で、調査実施者の方で、これについてはきちんと誠心誠意対応される、しかも、それにつきましては、横表の米印、一番右の欄の米印に書いておりますとおり、適宜報告いただけるということを頂きましたので、それを前に書き、ややプラスの印象を出させていただきました。

続きまして、②効果としては、効果の欄の一番上の丸を代表例として利用させていただきまして、運用初期段階において有用性の向上が図れますし、環境整備に資することが期待できるということを書かせていただいております。

「ただし」以下でございますけれども、これは、実査を担当される地方公共団体からの意見を踏まえまして、事務負担の増加について懸念が示されているということがありましたので、確認的に置かせていただいています。調査実施者は、この点について十分調整していただきたいという趣旨の表現にさせていただいております。

続きまして、2ページ目でございます。変更事項2、これは基礎調査と商業調査の共通事項でございます。

これにつきましては、総務省の申請では、前回の基礎調査で把握していた「別経営の事業所から派遣されている人等」の人数に「出向」の人数が含まれている可能性があるということから、「出向」「派遣」別に人数を把握する計画、これは申請書ベースでございます。

これについては、雇用形態、取扱いに差異があるということで、「派遣」と「出向」について適切に把握することが可能であるという議論がございましたので、そのことを適切に表現させていただいております。

(ウ) 変更事項3でございますが、これは、商業調査固有事項でございます。

第1パラグラフを、経済産業省の申請ベースでは、近年、電子マネーの決済金額が拡大している傾向にあるという御指摘でございまして、「年間商品販売額の販売方法別割合」欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を加えるという計画でございました。

これにつきましては、部会の議論におきまして、企業会計上、勘定科目が区分されておらず、管理会計を実施する一部企業を除き直ちには金額ベースの記載はなかなか困難であるとしつつ、ただ、割合ベースであっても、商業活動の実態を把握する上で、新たな決済手段である電子マネーの利用実態の把握に資することは認められるということでございましたので、こういう書き方にさせていただきました。以上の結果、適当ということにさせていただきました。

続きましては、(エ)でございます。これも商業調査固有事項でございます。

同様に、「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」欄の選択肢に「インターネット販売」を追加するという計画でございます。

これにつきましては、前段の理由は同じでございます。企業会計上、直ちには金額ベースでの把握は困難としながらも、割合ベースであっても、平成24年経済センサス活動調査において同様の調査項目が設定されており、インターネット販売の普及の度合いについて、経年変化の状況の把握に資するということが部会で確認できましたので、適当とさせていただいております。

続きまして、(オ) 変更事項5でございます。これは、商業調査固有事項でございます。

経済産業省の申請では、個人事業所における記入が困難であるところが多かったことを踏まえて、商品手持額について、事業所を対象とした年度末時点の把握から、企業を対象とした年末及び年初時点での把握に変更する計画というものでございました。

これについては、部会審議において、そもそも企業ベースに上げることが適切なのか等々の意見がありましたが、SNA担当の中村先生等の意見も踏まえた上で、流通在庫の増減等の把握によりまして商業マージン額の正確な推計が可能になるということは確認できましたので、適當であるとさせていただいております。

イ 調査期日の変更でございます。

調査期日の変更につきましては、これは、調査期日というの、誤解ないように申しておりますと、商業調査の調査の基準となる日ということでございます。これにつきまして、経済産業省の申請では「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更するというものでございました。

これは、基礎調査と商業調査を一体的に実施する結果でございまして、報告者負担の軽減に資することは認められるということで、適當と致しております。

ただ、時期を一緒にすることで、実査事務の関係で、実査を担当される地方公共団体から、事務負担の増加について懸念が示されております。それは、前の総売上高の把握のところでも触れましたけれども、きちんと対応していただけるということではございましたけれども、確認的意味で、調査実施者は、地方公共団体における事務負担の軽減方策について、十分調整を行う必要があると書かせていただいております。

続きまして、ウ 調査対象期間の変更でございます。調査対象期間につきましては、商業調査固有事項でございます。

「年間商品販売額等」ですか、「年間商品販売額の販売方法別割合」等につきまして、その調査対象期間を、活動調査との比較可能性を高めることを目的としまして、年度把握から暦年把握と変更されるという計画でございました。

これにつきましては、やはり通常の企業会計年度が4月～3月ということを踏まえますと、小さな企業について、暦年でやっているところはいいとしても、やや負担が生じることは否定し得ない面がありましたので、報告者に新たな負担を強いる面があるものの、調査の結果利用の利便性が向上すると考えられるとして、こここのところをやや消極的に、やむを得ないとさせていただいております。やむを得ないが出てくるのは、恐らくここだけでございます。

続きまして、エ 調査方法の変更でございます。これは全部で4つございます。

まず（ア）の変更事項1でございますけれども、これは基礎と商業共通事項です。

要するに、本社一括調査分につきまして、調査系統及び対象範囲を下表のとおり、現行から変更後に変更するというものでございました。申請理由は、変更理由の欄にありますとおり、調査員、地方公共団体の事務負担の軽減に資するためということで書かせていただいております。

これにつきましては、国、要するに調査を担う国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス活動調査に併せて再整理したものであって、調査

の確実な実施に資すると。併せて、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するということが本部会で確認できましたので、適當とさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、基礎調査及び調査票の種類でございます。これは、基礎調査及び商業調査の一体的実施に伴いますので、両調査共通事項でございます。

これにつきましては、現行、変更後のとおり変更するというものでございますが、これにつきましては、理由としては、先の調査系統のものと同じでございまして、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス活動調査に併せて再整理するということで、効果が期待できるので適當ということで、特段、（ア）と（イ）で理由は同じにさせていただいております。

（ウ）でございますが、変更事項3、これは基礎と商業共通事項でございます。

オンライン調査の回収業務の対象について、総務省、経済産業省の申請で、回答方法の多様化による報告者の利便性の向上ということが申請理由にございましたので、利用させていただいております。

これにつきましては、報告者の利便性の向上等としておりますのは、利便性の向上だけではなくて、その他理由が出ましたけれども、とりあえず代表的なものを書かせていただいているという整理でございます。

（エ）の変更事項4、基礎及び商業調査共有事項ですけれども、これにつきましても、表形式で、下表のとおり整理させていただきました。

1枚おめくりいただきまして、5ページですけれども、これについては、プレプリントにつきまして、いろいろな意見が出ております。それを一応網羅するということも考えたのですけれども、全体の方向性としては、報告者負担の軽減に資するということで概括できるという整理をさせていただきまして、それを理由として、適當とまとめさせていただいております。

以上が1でございます。

続きまして、2つ目の柱の2の諮問第8号の答申の課題についての対応でございます。

これは、本委員会の答申の形といたしまして、前回の対応をそれぞれ検証するという手はございますけれども、こういうふうに調査実施者が記載された回答というものを明示した上で総合的に議論していただくという手法を探ったため、こういう形にしております。

これにつきましては、今後の行政記録情報活用の進捗状況を踏まえまして、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討する必要があるとの指摘を踏まえまして、総務省統計局におきまして、検討状況は、①から⑤まで、これは忠実に回答のとおり転記させていただいております。

これにつきましては、以上の今後の検討課題への対応については、その方向性としては、適當とさせていただきました。

その方向性と限定している趣旨は、この検討というものが、実はまだ今後の検討が続くものであり、ある種、仕掛けであることと、この前提となっている一部についてもまだ流動的な要素がありますので、全体をそのまま容認するのではなく、方向性のみを容認するという趣旨でございます。その上で適切であるということでございます。

続きまして、6ページ目の今後の課題でございます。今後の課題でございますけれども、ここにつきましても、基本的に4つの課題を明記させていただきました。課題の対象は、（1）が政府、（2）が総務省、（3）が経済産業省、（4）が総務省及び経済産業省に対するものでございます。それぞれに御説明いたします。

（1）は「経済センサス活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討についてということで、政府は、産業関連統計の体系整備の観点から、今後の「総売上高」調査の在り方と「平成26年経済センサス基礎調査」実施後の「経済センサス活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みについて、早急に検討する必要があるということにさせていただきました。

これは、前回、第35回部会におきまして、全体の議論を総括的に見た上で、部会長の方から問題提起があったことを踏まえまして、こういう表記にさせていただいております。ただ、これは仕掛けですので、今後まだ検討の余地はあるということでございます。

（2）母集団情報の整備等の在り方につきまして、これは、今回の基礎調査におきまして総売上高を把握するという1つの目的におきまして、母集団情報の整備等がございますが、その整備等につきまして検討の課題があると。この表現につきましては、先の（2）のところで触れました総務省の統計局の検討状況の表記をそのまま登用させていただいております。読み上げますと、「総務省は、平成26年基礎調査の結果の検証及び事業所母集団データベースの整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備のための調査の在り方について、早急に検討する必要がある。」ということにさせていただいております。

続きまして、（3）商品手持額の把握でございますけれども、経済産業省は、商業調査において企業単位で把握することの年初及び年末の商品手持額につきまして、報告者負担や企業会計の実態を考慮の上、次回調査までに商品単位での把握の可否について検討する必要がある。これは、中村先生等から発言があったことを踏まえて、一応課題に置かせていただきました。ただ、この課題の適否につきましては、部会議論の中で、その可能性について両論分かれたものと認識しております、したがいまして、把握の可否ということで、ある程度の制限を置かせていただいております。

（4）プレプリント事項の拡大でございますけれども、これは、両省につきまして、プレプリント事項拡大を順次進めているということでございました。この点につきましては、部会審議におきまして、地方公共団体から情報の機密保護という意見が出ましたのに対しまして、報告者負担の軽減、それから客体への還元という御意見を頂いております。両論あった

わけですけれども、ただ、全体の方向性としては、その拡大の可能性ということにつきましては否定されなかったものと理解しております、これにつきましては、次回調査までに検討していただきたい課題とさせていただきます。

以上のとおり、これまでの審議を踏まえまして、部会長と御相談の上、事務局で案を作成したものは以上でございます。

説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたとおり、この答申案に関しましては、現段階では未定稿でございますが、私と事務局とで相談をしながらまとめたものでございます。

それでは、内容を幾つかに分けながら審議を頂きたいと思います。まず、1 本調査計画の変更の（1）承認の適否の部分ですが、この部分は決まった書き方になっていて特段問題はないと思います。ただ、最後の、下から2行目から1行目にかけて、「……の変更を承認して差し支えない。」という結論は、以下の部分に関する御審議の結果次第でございますので、こここの部分は、最後に改めて御確認いただくことにいたしまして、（2）理由等の方に議論を移りたいと思いますが、（1）の承認の適否のところで、何か特に御意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは、最終的に、この「承認して差し支えない。」というところは、最後に御確認いただくということにしたいと思います。

それでは、（2）理由等、ア 調査事項の変更のうち、（ア）変更事項1（基礎調査固有事項）でございますが、具体的には、今回の基礎調査で総売上高を把握することについて記載している部分でございます。この総売上高の把握に関しましては、この部会におきまして長時間にわたる審議をしていただいたところでございます。それを1ページ目の下半分、3分の1の方にこういう形でまとめたのですが、この部分に関して御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

先ほどの説明で、今日、席上配布いただいております「『総売上高を把握すること』の効果及び懸念等に関する部会審議の主な内容」に関して、これは特に答申案に資料として付けるわけではないのですね。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そういうことで付けてはございません。

○廣松部会長 分かりました。

具体的には、このA4横表の内容を踏まえた上でこういう表現になっているということでございますが、いかがでしょうか。

特に、2段落目でしょうか、「これについては」のところで、効果と、それから懸念を踏まえた上で、下から2行目から1行目にかけて、「合理的に勘案した結果、今回調査に限り、承認することが適當である。」という結論でございます。これについていかがでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 「今回調査に限り」という言葉なのですけれども、この答申は今回調査についての答申ですよね。

○廣松部会長 そうです。

○北村委員 それにわざわざ書く必要がありますか、それとも何か、今後は別に保証されるものではないとか、売上高についてはまた見直すとか、そういう意味合いと考えていいのでしょうか。

○廣松部会長 確かにここの「今回調査に限り」という表現が目につくのですが、一応趣旨としては、総売上高の把握ということだけではなくて、もう少し大きな枠組みのことも表現をしたいという意味で、それは、3の今後の課題のところにも関係するのですが、この言葉を入れました。それに関して、ほかの委員、専門委員の方の御意見を頂いて、検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

○北村委員 この検討というのは、いろいろ自治体から出ている懸念とかそういうものも見た上で、もう一回考え直しましょうという意味合いがあるかと思ったのですが。

○廣松部会長 はい、それも含めます。

ほかに御意見はございますか。調査実施部局の方から。

○佐藤総務省統計局経済調査部経済基本構造統計課長 今回、部会と、それから統括官室は、非常に御苦労いただきましてこの話をまとめていただいたことは、総務省としても非常に感謝しているところでございます。こちらにお書きいただいた課題につきましては、きっちりと誠意を持って履行してまいりたいと考えております。

今回の売上高の把握につきましては、一番最初に御説明があったように、1つのトライアルであるという理解で、私どもも、そこは全く同じ理解であります。なので、今回やってみて、それを検証した上で、また、次回どうするかというのをきっちりと、次回売上高を取るか取らないかも含めて対処してまいりたいとは考えているのですが、そういう趣旨からすると、事務局として、何かここで「今回限り」とあえてお書きいただく必要があるのかどうなのかというのは、若干誤解を生むおそれがあるのではないかというのは、北村委員が御指摘になられたとおりではないかという気がしております。

○廣松部会長 分かりました。

ほかに御意見はございますか。

それでは、北村委員から御意見がございましたので、「今回調査に限り」という部分の扱いについては、引き取らせていただいて、最終答申案をまとめるまでに、その扱いに関して事務局、それから調査実施者の方と御相談しながらまとめたいと思います。今頂いた御意見も十分参考にさせていただきたいと思います。

それを保留条件といったしまして、ただし書きのところ、これは、主として地方公共団体の

方から頂いた御意見を反映させた形でございますが、この部分に関しまして、地方公共団体の方から何か特に御発言はございますか。よろしいですか。

○埼玉県 特にはございません。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、（ア）変更事項1（基礎調査固有事項）のこの部分に関しましては、今、御指摘がございました下から5行目から6行目にかけての「今回調査に限り」という表現に関しては、再度検討させていただくということにしたいと思います。それ以外に関しては特に御意見がございませんでしたので、この部分は、「今回調査に限り」という表現のところを除いて御承認いただいたことにしたいと思います。

では、続きまして（イ）変更事項2、これは基礎調査及び商業統計調査の共通事項でございますが、「出向」と「派遣」とをそれぞれ別々に人数を把握するという計画に関して、それらを分けて、適切に把握することは「適当である。」ということでございますが、この点、いかがでしょうか。

この部分に関しては、この審議の過程でも特に御意見がなかったように思いますので、それでは（イ）に関しましては、この内容で御承認いただいたということにしたいと思います。

それから、（ウ）変更事項3、これは商業統計調査固有の事項で、電子マネーの把握に関する点でございます。この点に関しては、下の（エ）と共に問題として、金額ベースではなくて割合で取るということに関する点に関して御意見がございました。ただ、把握することに関してはお認めいただいたと考えておりますが、これに関しては、結論としては「適当である。」とさせていただいておりますが、特に、御意見いただいた北村委員、いかがでしょうか。

○北村委員 これでいいと思うのですけれども、審議の途中でお話ししたかもしれませんけれども、この把握の仕方が今のところ困難であるということなのですけれども、これを把握する方法とか、もちろん電子マネーの流通が拡大していくと、会計上ももう少しきっちりと把握されるようになるかもしれないので、その調査の仕方とかそういうことについては、今後検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。その点は、確か前回でしたか御意見がありましたので、今回の議事録に明確に記録しておきたいと思います。

野辺地委員から何かございますか。

○野辺地専門委員 特にございません。

○廣松部会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、この金額ベースでの把握に関しては、今後十分その可能性を探ってほしいという御意見があったということを議事録に残した上で、この部分に関しても御承認いただいたということにしたいと思います。

続きまして、（エ）変更事項4、これも商業統計調査固有の事項でございます。この（エ）の方は、インターネット販売の把握に関する件でございます。これに関しましても、先ほどの（ウ）の電子マネーの状況と同じで、特に構造統計としてインターネット販売の状況あるいは普及の度合いについて把握することは十分必要であると判断されました。ただ、この場合も割合で把握するという計画案でございます。先ほどの（ウ）と同じような形で、一応留保条件つきではございますが、「適当である。」と致しております。

この点に関して、再度、北村委員、よろしいでしょうか。

○北村委員 適当であると思いますけれども、先ほどと同じで、今後の調査方法について継続して検討していただきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、（エ）変更事項4に関しても、御承認いただいたということにいたしたいと思います。

それでは、（オ）変更事項5として、これも商業統計調査固有の事項でございますが、商品手持額について、年初と年末を把握するという変更についてでございます。これに関しては、流通在庫の増減の把握が可能になるということから、「適当である。」というふうに致しました。

今日は中村委員が御欠席でございますが、中村委員の御意見も踏まえた上でこういう形にしたものでございますが、私が気になりましたのは、2段落目、「これについては、流通在庫の増減額の把握」、それはいいのですが、その次、「商業マージン額の正確な推計」という表現です。中村委員がおっしゃっていた商業マージンを正確に把握するには、年初の価格と年末の価格の両方を取った上で、それを用いた評価をした方が、正確な流通マージンが出てくるという御意見だったように思います。その意味では、「正確な」というのは、あるいはとった方がいいかもしれません。

○野辺地専門委員 これについては、流通在庫といった場合に、通常、流通在庫というのは、企業間の取引で、輸送中であったり、あるいは消費者の手元に渡るまでに、どこかに在庫されているものという意味合いのものを指す用語なもので、ここでいきなり「流通在庫の増減額の把握により」というのが何を指すのかが具体的に思い浮かばないので、不明確かなというのと、それと「商業マージン額の正確な推計」がどういうふうに結び付くのか、これもよく分からないので、データが正確になるということについては異論はないのですけれども、この文言は、果たしてこれでいいのかなというのは分かりにくいと思うのですが。

○廣松部会長 私も今、改めて読み直して、ここのところが確かに気になったところでございます。

ほかに御意見。北村委員、この表現について、いかがでしょうか。

○北村委員 確かに、おっしゃられるように、どうやってこの流通により商業マージンを計算するのかというのは、イメージができないので、教えていただければと思うのですけれども、中村委員がいないので。

○廣松部会長 そうですね。では、この表現に関しても留保させていただくということにします。確かに、年末と年初の商品手持額が分かれれば、それなりの重要な情報が得られるということでしょうが、流通在庫の増減、それと流通在庫の増減額、それから商業マージンとの関係をもう少し正確に表すような表現を探るということにしたいと思います。

○野辺地専門委員 よろしいですか。第1段落目で言っているのは、事業所別に把握すると企業全体の在庫が分からなくなるから、企業全体でやった方が要するに利益とかというものが分かるでしょうというのが、何となく言わんとしていることだと思うので、これはこれで意味があると思うのです。それから、年末と年初の両方、要するに出発点と終わりを両方把握していれば、きちんと売上高と対応している年変化が出てくるからマージンが分かる、これもいいのですね。ですから、その前段の1つ目の段落はこれでいいと。では、2つ目がこれとどう結び付くのですね。ですので、何を言わんとしているのか、1つ目の段落で言わんとしていることをもう明確にすると、多分2つ目の段落もうまく収まりが出てくるかという感じがするのですけれども。

○廣松部会長 ありがとうございます。確かに、議論の中で、この流通在庫の増減とか商業マージンの把握に関して議論がありましたので、それを踏まえた形の表現にしているわけですが、今、御指摘のとおり、上の段落と下の段落の結びつきが必ずしも十分ではございません。そこは工夫させていただきたいと思います。

調査実施者の経済産業省の方もよろしいでしょうか。御相談しながら、また工夫したいと思います。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 正確な表現としてどういう言い方がいいか、今、この瞬間には分からぬものですから、また御相談させていただければと思います。

○廣松部会長 分かりました。

では、（オ）変更事項5の特に第2段落目の部分に関しては、修文するということで、私と事務局、それから調査実施者の方にとりあえずお任せいただければと思います。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 すみません、形式的なことで恐縮なのですけれども、今、間違いが見付かりましたので。

（2）の（イ）でございますけれども、変更事項2でございますが、これは基礎調査及び商業調査共通事項でございます。したがって、「基礎調査及び商業調査の調査事項について、総務省及び経済産業省の申請では」としないと整合できなくなりますので、そこは記述が間違っていました。申し訳ございません。過去の不正確な記述と併せておわびいたします。

○廣松部会長　はい。そうすると、今の（イ）、とりあえずア　調査事項の変更の（ア）から（オ）のところまでに關しまして、2つ、修文を要する箇所に関して御意見を頂きました。最初が、1ページ目の（ア）の第2パラグラフの一番下から2行目にかけて、「今回調査に限り、承認することが適當である。」、この「今回調査に限り」という部分に関して修文が必要であるという御意見が最初で、2番目が、2ページ目、（オ）変更事項5の第2段落目、これについては、「流通在庫の増減額の把握により商業マージン額の正確な推計が可能になることから、適當である。」この文章に関しても修文を要するということで御意見を頂きました。

よろしいでしょうか。

それでは、イ　調査期日の変更のところですが、これは今、事務局からございましたとおりです。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官　すみません、ここではなくて、上の（イ）です。2ページの冒頭の（イ）でございます。

○廣松部会長　そうですね。すみません。当然、総務省だけではなくて経済産業省も入るということ、そこは修文いたします。

それでは、イ　調査期日の変更の部分でございます。これは、商業統計調査が今まで「6月1日現在」で調査をしておりましたものを、基礎調査の調査期日と合わせる形で「7月1日現在」と変更することに關するものでございます。これに關しては、当然、今回基礎調査と商業統計調査を一体的に実施することにしておりますので、報告者の負担を軽減することから「適當である。」としております。

2ページ目一番下の行から3ページ目にかけまして、これも地方公共団体の方から頂いた御意見に基づき、事務負担の増加が懸念されることから、十分な調整をすることが必要であると指摘しております。この点に關してはいかがでしょうか。

○野辺地専門委員　この点については、今回は7月1日になるというのはこれでよろしいと思うのですけれども、今後どうなるかということについて、先ほどの最初の論点の中で「今回調査に限り」というお話があったように、今後どういうふうに統計全体の枠組みを持っていくのか、それからまた、売上高を把握した場合に、統計調査間でそのデータを移送するとか相互に活用するとか、いろいろなことも今後考えていく必要があるというふうに、統計調査によって調査期日がばらばらになっているのが果たしていいのか。できるだけ合わせていけばデータ移送も簡単にできるでしょうし、商業調査だけをとっても、去年まで6月だったのが、今年7月になって、また来年6月、次回は7月になるというのではちぐはぐになってしまふので、ここら辺、調査期日をどうしていくのかというのも全体の枠組みの中で一緒に考えていくと、より良いのではないかという気がいたします。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。これは、確かに前々回にも野辺地専門委員から御指摘いただいた点でございます。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 確かに、野辺地委員から御発言いただいたて、そのときの部会で、部会長意見等々の方向でということを事務局で申し上げました。御指摘の点は非常に大きな問題でして、部会長とも御相談した結果、今回諮問だけに限った事項かという話が一つあるのと、それから、今、経済統計全体が非常に流動的、変動期にございまして、今を前提として検討することが適當なのかということもございます。2つの意味を総合的に勘案して、どちらかというと、後ほど3の議論にございますけれども、3の議論と絡めて、そのところで一緒に検討いただく方が適當ではないかと、今のところ部会長とはその方向で御相談させていただきました。

○廣松部会長 今、事務局の方から説明いただいたとおりでございまして、大変大きな問題提起を頂いたと考えております。その点に関しては、3のところと併せて私からも補足説明させていただければと思います。

そのことを前提として、調査期日の変更に関しましてはよろしいでしょうか。この部分の表現に関してはよろしいでしょうか。

地方公共団体の方からも頂いた御意見をこういう形でまとめたのですが、これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

○大阪府 結構です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、2ページのイ 調査事項の変更に関しましては、この段階で御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして、3ページに移ります。ウ 調査対象期間の変更ということですが、これは、商業統計調査に固有の事項でございます。今まで年度単位で把握していたものを暦年単位で把握するということに変更するものでございます。これに関しては、確かに報告者の負担とか、あるいは、更に言うならば、特に商業統計調査の場合には、過去との連続性というところも含めて少し考える必要がある部分ですが、特に調査結果の利用の利便性ということからするとやむを得ないという結論でございますが、この点はいかがでしょうか。

こういう変更の場合によく起きることですが、商業統計調査では、これから暦年で取るわけですが、その場合、今まで年度で公表していたデータとの継続性の面から、年度に直したデータを公表する予定はあるのでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 申し訳ありませんが、今度は暦年で取りますので、さすがにそれをまた年度に戻すことは、四半期で取っていればできますけれども、暦年だけで取りますので、それはできかねます。

○廣松部会長 はい。そういう対応のようですが、私もそれは致し方ないかと思うのですが、

よろしいでしょうか。

それでは、ウ 調査対象期間の変更に関して、今、申し上げましたような、過去の年度単位のデータと、これから暦年でとるデータとの継続性という意味では少し問題が残りますが、やむを得ないという結論に致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、御承認いただいたということに致したいと思います。

では、続きまして、エ 調査方法の変更のうち、（ア）変更事項1でございます。これは、一体的に調査されます基礎調査及び商業統計調査における本社一括調査の調査系統及び調査対象について変更するというものでございます。具体的には、前回というか、「現行」と書いてありますが、調査員の方にお願いしていた本社一括調査の部分を全て政府というか国の方で行うという変更であり、対象範囲もそれに伴い少し変わるということになりますが、よろしいでしょうか。

この点は、特に前回の調査のときの反省を踏まえて、調査員及び地方公共団体の事務負担を軽減するための措置をとることでございます。よろしいでしょうか。

この点に関しても地方公共団体の方から御意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。3ページの一番下の4行の部分ですが、よろしゅうございますか。

○大阪府 前回の会議録でも書いていただいているのですけれども、本社一括調査は大きなウェートを占めていると思います。本社の傘下事業所の協力、それからいろいろな広報活動の展開が、どうも事業所に行くと、この前申し上げましたように、本社で答える、また、事業所の方は事業所の方で、いや、うちは関係ないのだというようなことで調査員が帰らざるを得ないというような実態が平成24年度の活動調査のときにも多々あったと聞いておりますので、名簿の整理、それから本社への要請、前回の会議録に書いていただいているように、いろいろな商業施設、管理会社同様に、いろいろなことを含めて強力な要請をぜひともお願いしたいと。実査に携わる調査員の方がかなり苦労したというようなことも聞いております。

それから、督促のことにつきましても、民間の会社の方に委託をされて、それからまた、これを国又は地方公共団体が分担して督促作業も行うとなっていくと思うのですけれども、そういうこともスムーズに行くような方向であれば、またいろいろと実査の部分については、毎回言つていただいていますように、細かな点を今後またいろいろと国の方とも、地方公共団体とも協議させていただいて、ぜひともよろしくお願ひしたいと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございました。その点に関しては既に御意見を頂いておりますので、今回改めて御発言を議事録に残した上で、実査に当たっては、地方公共団体及び調査実施者の方で十分協力をした上で、今、御指摘のあったような、調査員の方がたらい回しになるような事態は避けるような形でぜひお願ひしたいと思います。

それでは、この調査方法の変更のうち、（ア）変更事項1に関しましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。では、この部分に関しても承認を頂いたとしたいと思います。

続きまして、4ページ、(イ) 変更事項2でございます。これは、基礎調査及び商業統計調査の両方に共通するもので、調査票の種類に関して、以下の表にございますとおり変更するというものでございます。これは、調査方法の今の(ア)のところとも関係するところでございますが、調査票のサンプルを実際にお示しいただいて、御検討いただいたものでございます。これに関しては、4ページの真ん中あたりにございますとおり、「調査の確実な実施に資するとともに、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減に資すると認められることから、適当である。」と結論致しております。

これに関して御意見はございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、この部分に関しても、御了承いただいたということにしたいと思います。

では、続きまして(ウ) 変更事項3、これも基礎調査と商業調査の共通事項でございますが、オンライン調査の導入でございます。特に、商業統計調査に関しては今回新たに導入するというものでございますが、この点に関しては、「報告者の利便性の向上等に資するものと認められることから、適当である。」としていますが、いかがでしょうか。

今の統計環境の現状を考えますと、このオンライン調査の導入というのは必然の方向だと考えられますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、特に御意見ございませんので、この(ウ) 変更事項3に関しては、御了承いただいたということにしたいと思います。

では、続きまして、(エ) 変更事項4、これは基礎調査と商業統計調査の両方に共通するものでございますが、プレプリント事項に関して、4ページから5ページにかけて、プレプリントする事項に関して前回との比較表をお示ししていますが、これに関しては「適当である。」という結論にしておりますが、いかがでしょうか。

後に3の今後の課題のところで触れたいと思いますが、これは前回も申し上げましたとおり、プレプリントそのものは、ここにございますとおり、報告者負担の軽減という観点が主たるものであるのですが、竹原委員から御指摘いただきましたとおり、同時に、それは報告者に対して、現在、国というか調査実施者が持っている情報の還元にも当たる、そういう意味でもぜひ積極的に推し進めるべきではないかという御意見を頂いております。その点も含めまして、一応この段階では、「報告者負担の軽減に資するものと認められることから、適当である。」と結論付けております。

この点に関しまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、この（エ）変更事項4に関して御了承いただいたということにしたいと思います。

さて、ここまでが1 本調査計画の変更のうちの変更する事項それぞれについて、理由も付して結論付けたものでございますが、全体を通して何か御意見ございますか。どうぞ。

○野辺地専門委員 2ページ目の真ん中より下の（オ）のところの、先ほどペンドイングになったところでございますけれども、（オ）の1行目の後ろの方に「個人事業所における記入が困難であるところが多かったことから」の3行目で「企業を対象とした年末及び年初時点で」ということで、個人事業所からいきなり企業と話が飛んでしまっているのが気になります。先ほど大阪府の方のお話でも、手間取ったのは、どうも個々の事業所に照会してもなかなか、全体でないと分からぬとか、いろいろ難しくなったりするので、個人事業所というよりも、「個々の事業所」という言い方をして、個々の事業所だと記入が困難だけれども、企業を対象とすると把握がしやすい、そういう御趣旨の方が多分分かりやすいのかなという点が第1点。

それから、2つ目の段落で、「これについては、流通在庫の増減額の把握により」というところも、今の大阪府の方のお話を踏まえて考えますと、「在庫高及びその増減額の正確な把握により、商業マージンの正確な推計が」とした方が、要するに在庫高自体が、企業全体で捉えればきちんと答えてもらえるから分かる、そういうようなニュアンスだと分かりやすいかなという気がしているのですけれども、いかがでしょうか。

○廣松部会長 分かりました。今、（オ）のところに関して具体的な修文の案を出していました。野辺地委員の御意見ですと、1行目の「個人事業所における記入が困難であるところが多かったことから」というところを「個々の事業所において記入が困難であることが多かったことから」とする。それから、第2パラグラフについて、「これについては、流通高及びその増減」。

○野辺地専門委員 いえ、在庫高。「在庫高及びその増減額」の方がいいですね。

○廣松部会長 失礼しました、「在庫高及びその増減額の把握により」ですね。

○野辺地専門委員 「その正確な把握により」。「より正確な把握」ですかね。

○廣松部会長 はい。「これについては、在庫高及びその増減額のより正確な把握により」とする。それと商業マージンのところをどう結び付けるかというのは、まだ問題が残るかもしれません。

○野辺地専門委員 要するに「正確な把握が可能になることから、適当である。」でも、もういいかもしないですね。

○廣松部会長 「商業マージン」を取ってですか。

○野辺地専門委員 取っても。それは御検討いただけたらと思うのですけれども。

○廣松部会長 分かりました。では、そこは考えさせていただきます。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、繰り返しですが、1 本調査計画の変更に関しましては、先ほど御指摘いただきました1ページのア 調査事項の変更のうち、(ア) の第2パラグラフの最終行のところで、「今回調査に限り、承認することが適當である。」の部分の修文とともに、2ページ目の今(オ) 変更事項5の部分に関して、今、野辺地専門委員から修文案を頂きましたが、それも踏まえまして修文を考えたいと思います。

ほかにこの1に関しましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、先に進ませていただきます。5ページの2 質問第8号の答申、これは平成20年になされた前回の答申でございますが、そこでの今後の課題への対応についてということでございます。皆様方御存じのとおり、答申に「今後の課題」と明記されたものに関しては、その次の質問・答申審議において対応策を出していただいて、それを審議するという決まりになっておりますので、それに従つたものでございます。

具体的には、前回の答申において、行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方に関して検討する必要があると指摘されました。それにつきまして統計局の方で①から⑤まで検討をしていただいたということであり、これらは、統計局から頂いた御報告をそのまま事実として記述したものでございます。

まず①として、事業所母集団データベースの整備事業としての照会事業に関しては、新設・廃業を把握するには必ずしも十分ではないということ。それから、②として、照会への回答状況が不十分で、今後更なる改善方法が必要であるということ。それから、③として、平成26年の今回の基礎調査の実施によって、改めて全事業所を対象とした網羅的な母集団情報を整備すること。それから、④としまして、新たな行政記録情報の活用に向けた検討、そして情報収集の方法を検討した上で、事業所母集団データベースの整備事業として行っている照会業務を拡充すること。それから、⑤としまして、基礎調査の在り方を含め検討すること。そして、これらについてのこれまでの主な検討結果として、今回の基礎調査の計画では総売上高を把握するという変更を行ったということでございます。

それを、今後の検討課題への対応として、「その方向性としては、適當である。」と致しました。確かに、まだ必ずしも十分具体的な対応策が明示されていないものもございますが、引き続き検討していただくということも含めて、方向性としては適當であるとしたものでございます。

この点に関してはいかがでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この5ページの2 質問第8号の答申における今後の課題への対応については、「方向性としては、適当である。」ということで御了承いただいたということにしたいと思います。

最後、6ページ、3 今後の課題、今回の答申における今後の課題でございます。大きく(1)から(4)まで挙げております。これらに関しては、先ほども御指摘がございましたし、この質問が行われましたときに、委員長からも、今回の経済センサス基礎調査と商業統計調査の一体実施は、今後の経済統計の在り方にも直結する大変重要な課題であるので、十分に検討するようにという御指示がございました。その御指示も念頭に置きつつ、また今回の審議の途中でいろいろ出てきました御意見の中には、この基礎調査と商業調査の審議の範囲内に収まり切らないような御意見も幾つかありましたので、それらをどう整理して今後の課題とするかを考えました。従来の質問・答申では、答申の中では、やはり質問の内容に限定して答える、したがって、今後の課題もその範囲にとどめるべきであるということのようですので、とりあえず3の今後の課題に関しては、経済センサス基礎調査と商業統計調査の一体的実施の範囲に限定しております。ただ、先ほども申しましたような、その範囲には収まり切らないような御意見に関しては、後ほど申し上げますような形で、部会長のメモとして、何らかの意見表明をしておくべきではないかと考え、今その準備をしているところでございます。しかし、あくまでも優先順位として、この質問に対する答申案をまず固めて、その上で部会長としてのメモを作るべきであろうと思いまして、とりあえず、この3の今後の課題のところでは、両調査に関係する部分に限定した形にしています。

具体的に、まず(1)として「経済センサス活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討についてということでございます。今回は、基礎調査の調査事項として総売上高を含めるということに関しては御承認いただいたわけでございますが、活動調査の中間年における調査の在り方に関しては、まだ具体的には決まっておりません。といいますのは、既に御紹介しましたとおり、平成18年に「経済センサスの枠組みについて」という申合せが検討会で議論され、それが部局長会議で御承認されています。この申合せには、活動調査に関しては5年ごとに行うということが明記されているのですが、基礎調査については必ずしも明記されておらず、平成23年度、実際には平成24年2月に行われた活動調査の結果を踏まえて検討すべきであるとなっております。それを受けまして、経済センサス活動調査の中間年における経済センサスの枠組みについて、早急に検討する必要があるとしたものでございます。

この点に関してはいかがでしょうか。

事務局と相談しながら作ったものでございますが、改めまして、今これを読んで、「政府

は、産業関連統計の体系整備の観点から」となっていますが、そこが大きく出過ぎているような印象を受けます。もちろんのこと自体、大変重要な点でございますが、先ほどお断りしたような意味で言うと、「経済センサスの枠組みの中で」とした方が、この答申としてはいいのではないか。その上で、私の個人的なメモの中で、産業関連統計全体にふれるとした方がいいかとも思ったのですが、その辺、御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 もしよろしければ。

○廣松部会長 どうぞ。

○若林経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室長 すみません。今後の課題の（1）の表現についてなのですけれども、今のこの書き方のままで素直に読みますと、「産業関連統計の体系整備の観点から、今後の『総売上高』調査の在り方」と書かれますと、産業関連統計というのは大体売上高を取っていますので、この文章だけだとあらゆる統計の在り方を検討するという話になるということと、もう一つ、「『経済センサス活動調査』の調査中間年における統計調査の枠組み」といって、「中間年における統計調査」とすると、これもあらゆる統計調査は大抵実施されているので、それらの枠組みを検討するという話になって、ほとんど全ての統計調査を検討しなさいという表現になっている感じに見えますので、もし、先ほど部会長が御発言されたような話であるならば、表現の仕方をもう少し限定的にしないと、話が違ってしまうのではないかということを懸念致します。

○廣松部会長 大変貴重な御意見ありがとうございます。確かに、私の個人的な思いというか、部会長メモとして出そうと思っている内容と（1）の内容とが混じっている面があるかと思います。恐れ入りますが、今、メモを作っている最中なものですから、それと整合する形で、（1）の表現に関しては、工夫させていただくということでよろしいでしょうか。

趣旨としては、先ほど申しましたとおり、経済センサス全体の枠組みについて、言いたいのは「早急に検討する」べきであるということですが、それが今宙に浮いているような形になっています。御存知のとおり、今、平成24年度分の法施行状況報告の審議も始っていますし、それを踏まえて次期基本計画の検討にも入る段階ですが、時期的には、やはり私はなるべく早くやるべきだと思っていまして、その思いが入ってしまってこういう表現になってしましました。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局としてこの点をおわび致します。部会長の思いを広く捉え過ぎた点と、少し勘違いした点がございました。この点はもう一度、部会長と御相談して、検討させていただきたいと思います。

ただ、ここで確認させていただきたいのは、部会長が先ほど御指摘のとおり、皆さん御承知のとおり、平成18年に決められた現行の枠組みというものは、調査としては平成21年、23年、実行上は24年になった、その調査の話と、5年ごとの活動調査を実施する話、それから、

その中間年に母集団情報を得るための整備事業をやるというところまではフィックスされています。そして、平成26年の基礎調査、21年の後継の26年基礎調査については基本計画で書かれています。よって、何を言いたいかというと、実は、21年、24年、26年に続く枠組みの形というのは何も政府決定されていないということがございますので、その点の思いと部会長の思いを深く読み過ぎて書いたところがございます。それがこういう混乱をもたらしましたので、事務局としておわび致します。ここはまた、部会長とご相談の上、修正させていただきます。

○廣松部会長 その点、私もおわび申し上げますが、先ほど申しました、今、考えておりますメモと、併せてこの1の部分を修正したものを次回御覧いただいて、最終的に御確認いただくということにしたいと思います。

そういうことで、（1）に関しましてはよろしいでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 調査実施者から1点だけ念のために発言させていただきます。

経済センサス基礎調査という言葉がありますので発言させていただきますと、いろいろな枠組みを、いろいろな観点から早急に検討しなくてはいけないこともあるということは、私どももいろいろと想定するところがございますが、検討に当たっては、やはりいろいろな調査結果とか、そういうものを踏まえて検討しなければいけない部分もあるかと思いますので、そういう点にも配慮が必要かと思いますので、1点発言させていただきます。

○廣松部会長 ありがとうございました。今の御発言も踏まえた上で、（1）の部分に関しては再度詰めさせていただきます。

○竹原委員 今のお話でいけば、（1）のところは、いわゆる基礎調査についてはほぼニュートラルにというか、前提とはしないと聞こえるのですが、前ページの5ページの最終パラグラフの⑤、「母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め、検討していく。」、その方向性としては、以降では「適当である。」と記述されていますから、これは、前ページとの整合性といいますか、分かりやすさというものを少しお願いしたいと思います。

○廣松部会長 そうですね、今の御指摘の点、⑤に関しましては、統計局での検討結果に関して御報告いただいて、その文章をそのまま持ってきてています。ただ、おっしゃるとおり、「方向性としては、適当である。」と言った以上、確かにその部分に関しては、齟齬が起こらないように工夫したいと思います。

ただ、今の御指摘もそうなのですが、今回の審議の中でも、事業所母集団情報の整備事業と経済センサス基礎調査とが、確かに錯綜しているところがございますので、その辺の整理も含めて、この部分を書き直すことにします。それを、部会長としてのメモの部分とどういうふうに書き分けるか、考えたいと思います。

それでは、（1）に関しまして、今、御指摘いただいた点を踏まえて修文させていただきます。

次に、（2）母集団情報の整備等の在り方についてということでございます。

これは、今後、事業所母集団データベースの整備を進めるわけですが、平成26年の基礎調査の結果の検証を踏まえた上で、改めてその整備等のための調査の在り方について検討していただきたいということでございます。

この点はいかがでしょうか。

（2）の方も、ある程度（1）と関係することでございますが、（2）の方は、それをもう少し具体的に、母集団データベースの整備という点に焦点を当てて書いたものでございまして、この点について、特に御意見はございますか。

○北村委員 これは議論したと思うのですけれども、行政記録の情報の利用の仕方というものを、既存のものを超えたものを考える、それは、部会長メモか何かでおっしゃる予定があるのでしょうか。

○廣松部会長 ええ、その点も触れたいと思っております。今の北村委員の御意見は、それをここに明示した方がいいというご趣旨でしょうか。

○北村委員 いいえ、ここにこういうふうに書いておいて、部会長がメモで発表されて、それでいいと思うのですけれども。

○廣松部会長 分かりました。では、今の御意見を踏まえて、この部分とメモとの整合性が十分とれるように工夫したいと思います。（2）の部分はよろしいでしょうか。

○竹原委員 このことについては特段異論があるわけではないのですが、しつこいようすけれども、5ページの④のところで、総務省での検討ということで、もう既に「新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討し」云々と書かれてあって、そのことについても、やはり「方向性としては、適当である。」と一方でおっしゃっているわけです。やはりこのところも、そこのないようにお願いしたいと思います。

○廣松部会長 今、北村委員、竹原委員から頂いた御意見を踏まえて、（1）及び（2）の部分に関して、修文を工夫することにしたいと思います。ほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、（2）の事業所母集団データベースの整備と関連して、行政記録情報について、ここに含めるか、あるいはメモの方に回すか判断するとともに、5ページの④との関係に関して整合性をとるような工夫をしたいと思います。

次に、（3）商品手持額の把握についてということでございますが、これは、中村委員から御指摘あった点を念頭に置いて書いたものです。次回調査までに商品単位での把握の可否について検討をお願いしたいということでございます。

これに関してはいかがでしょうか。どうぞ。

○野辺地専門委員 商品単位といって、その商品単位が何を指しているのか、漠然としていて、産業分類のことを言っているのか、議論の中では、正に单品情報がありますよね。個々のPOSで読んでいる单品コードの話もあったし、いろいろな話が実はあって、統計としてどこまでを把握していくのか、何かはっきり見えないところが目的自体にあって、これを今後、確かにそういった内容について把握していくというのは非常に大きな意味があるとは思うのですけれども、どういうところまで持っていくのか、それをはっきりさせないと、なかなか今後の検討も難しいのかなという気がしています。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。確かに、これは前回でしたか、菅専門委員から、例えば今、一部の業種で用いられているJANコードとかいろいろあるのだけれども、それを統計の方に移す、すなわち統計の方にコンバートするということに関しては、かなりの作業が伴い、手間も伴うという御指摘もございました。御指摘の点は、特に商品単位というところでしょうか。

○野辺地専門委員 それは、企業によって商品をどういうふうに細分化して把握しているか、正に業種業態から、個々の企業によっても違いますのでね。よくスーパーとかコンビニなんかで、全部POSレジで読んでいるところは单品情報を持っているので、経理情報ではないけれども、営業情報として单品情報は、売上げとか在庫は持っているし、一方で、通常のいわゆる一般の個々の内訳を持っていない企業もないわけではないですし、いろいろなレベルの企業があるので、これは研究する価値があるとは思うのですけれども、どこに到達点を目指すのかというところが非常に難しいお話を思っています。

○廣松部会長 そうすると、もう少し結果が見通せるような表現の方がいい。

○野辺地専門委員 いや、本当にできるのかなというのが、私は疑問があるところなので。

○廣松部会長 はい。確かに頭が痛いところで、御指摘のとおり、統計の分野でも商品分類というのはなかなか難しいところがございまして、それと各企業が持っている商品の分類と必ずしも一致していないところがかなりある。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 不注意な表現になっているかもしれません。一応、中村委員の御指摘を踏まえて、配慮して、中村委員の御指摘は、実は、事業所単位で取っていたものを企業単位に上げるというベクトルと、それから、今取っている単位が商品単位でもっと細分化すべきという本来の話と、2つが、ベクトルが相矛盾するものがあって、それらを総合して考えて適当と御判断いただいたわけですね。さはさりながら、そのところに幾ばくかの配慮が必要だろうということで書かせていただいています。

ただ、今、野辺地専門委員がおっしゃるとおりで、やはりここは商品単位というのは、ある意味、統計のSNAサイドの商品という用語を通常使う言葉として用いているがゆえに、何となく違和感が生じてしまっていると。そういう意味では、裸で使い過ぎていることが問題

だと思いますので、もう少し制限をかけて、しかも出口が見えるように修正した方がいいかなと感じております。

○野辺地専門委員 そのSNAの分類と企業が独自に持っている分類というのは、企業はビジネスのために自分に都合のいいように細分化して持っているわけなので、必ずしもリンクするかどうかというのは大きな課題なので、少しでも有用な情報を得るにはどうしたらいいか、そういう観点で検討を進めることかと思うのですけれども。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 分かりました。

○廣松部会長 ありがとうございました。

では（3）に関しましても、今、野辺地専門委員から御指摘いただいた御意見を踏まえて、少し書き直させていただければと思います。

それでは次、（4）プレプリント事項の拡大についてということでございます。これに関しては、4ページにございます変更事項4のところで、プレプリント事項の計画案に関しては御了承いただいたわけですが、審議の中で御意見がございましたので、プレプリント事項の拡大に関して、ここでは大きく3つ上げておりますが、情報の機密保護の観点、報告者負担の軽減の観点、それから統計データの報告者への還元の観点から、拡大の可能性について検討する必要があるということでございます。これに関してはいかがでしょうか。

○北村委員 基本的にこの意見でいいと思うのですけれども、機密保護ということで、東京都の方から調査票を落としたりしたときに情報が見られる可能性があるとおっしゃったのですけれども、それとインターネット調査の促進ということを考えると、インターネット上はアクセスがかなり制限されているので、そこにはプレプリントというか情報が結構入っているような状況にして、調査票として配るところはある程度制限付きのというか、今のような形でのプレプリントの情報を入れるとか、何か差を付けることによってインターネット調査が促進されるとか、そっちでやった方が楽にできるとかというような工夫もあるかと思います。これは、今後の課題にどれぐらい入れるか分かりませんけれども。

○廣松部会長 ありがとうございます。確かに、インターネット調査というか、オンラインの調査への誘導という意味もあり得ると思いますが、その点に関して、では、ここに含めるかどうか相談をします。

この点に関して竹原委員からも御意見を頂いたのですが、いかがでしょうか。

○竹原委員 北村先生のおっしゃるようなことは、多分意味があるのだろうと思いますので、書かれるかどうかはあれとして、多分、今後実施担当のときに、やはりそういうアイデアでぜひやっていただければと思います。

それともう一点ですが、そのこととは直接関係ないのですが、（4）の最後の行で「次回調査までに」と表現されていますが、ここで言う「次回調査」というのは何を指されるのでしょうか。「までに」というのであれば、では、いつまでになのでしょうか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 事務局から御説明します。

ここで想定しているのは、商業調査のみを想定しています。そういう意味で紛らわしい、ここも先ほどの野辺地専門委員御指摘のとおり、紛らわしい用語を無制限に使っているので、不用意だったと思いますので、もう少し制限的に書かせていただきたいと思います。

○竹原委員 (3) のところが「商業調査において」と明記されていて、「次回調査まで」とここは明確になっているのですね。それで(4)が、おっしゃられるように、何調査か分からぬということですので、ぜひそのところを。

○廣松部会長 御指摘のとおりでございますので、そこを明示するようにしたいと思います。

とりあえず、事務局と相談をした結果として、今後の課題としてこの(1)から(4)まで挙げたわけですが、これら以外に今後の課題として取り上げるべきものがございましたら御提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、6ページの今後の課題のところは、生煮えの部分が多々ございまして、今日の段階で結論を頂くのは無理だと思いますので、この部分は再度、事務局と十分詰めた上で改めて御提示申し上げたいと思います。

以上、一とおり、未定稿でございますが、今日お配りいたしました答申案について御審議いただきました。ほかに、全体を通じて何か御意見はございますか。

本日の頂いた御意見等を改めてまとめますと、この未定稿に関して修文を要する部分として、1ページ目の(2)理由等のアの(ア)調査事項1、下から5行目にかけて、「今回調査に限り、承認することが適当である。」という部分の、特に「今回調査に限り」というところの修文が1点。それから、2ページ目の(オ)変更事項5のところに関して、これは先ほど野辺地委員からも修文案を頂きましたが、それを踏まえた修文。それから、最後の6ページの目の3 今後の課題の(1)から(4)に関しては、今、幾つか御意見を頂きましたので、それらを踏まえて全体を見直した上で、改めて案を提示したいと思います。

そういうことで、本日の審議のまとめに関してはよろしいでしょうか。

それで、先ほども申し上げましたとおり、今回の審議に関わる答申案については、6月の委員会、現在、21日に予定されておりますが、そこで報告する予定でございます。

本日、この答申案に関してまだ幾つか残った点がございます。さらには、審議の中でいろいろ頂いた御意見のうち、先ほども申し上げましたとおり、今回の諮問をはみ出るような部分に関しては、現在開始されております次期基本計画の審議もある程度念頭に置いているのですが、それに参考になるような形で部会長として意見を表明したいと思っております。そのメモを現在作成しておりますので、そのメモと併せて、答申案の最終確認をお願いしたいと思っております。

したがいまして、予備日としておりました6月14日にその最終確認と、それから、私の方で作成しております部会長メモに関しまして御審議を頂ければと思います。7回目という大

変長丁場になって誠に申し訳ございませんが、6月14日に最後の部会を開催したいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、時間が早目でございますが、以上とさせていただきます。

全体を通じまして何か御意見、御発言がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今、申し上げましたとおり、次回6月14日の部会において、答申案の修文、それから部会長メモに関しまして説明をした上で、御審議を頂きたいと思います。

これは毎度お願いしている点でございますが、今までの審議を踏まえ、改めて確認したい事項あるいは御意見等がございますれば、6月10日までに事務局まで電子メール等によつて御連絡を頂ければと思います。頂いた御意見等に関しましては、事務局で取りまとめた上、御指摘等に関する回答を作成し、次回に提出させていただきたいと思います。

それでは、次回の日程等について事務局から御連絡をお願いします。

○木村総務省政策統括官付副統計審査官 それでは、次回ですけれども、部会長からお話をありましたとおり、6月14日金曜日でございます。13時30分からを予定しております。本日と同じ会議室でございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○廣松部会長 それでは、本日の部会をこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。